

議案第 1 1 9 号

松阪市職員の給与に関する条例等の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 2 年 9 月 4 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(松阪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市職員の給与に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「勤勉手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

第 15 条中「及び」を「、」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び寒冷地手当の月額」を加える。

第 19 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(寒冷地手当)

第 19 条の 5 寒冷地手当は、毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において寒冷の地域で規則で定めるものに在勤する職員(常時勤務に服することを要する職員をいい、規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。)に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員(規則で定める職員を含まないものとする。)にあっては 26,380 円、その他の世帯主である職員にあっては 14,580 円を、その他の職員にあっては 10,340 円を超えない範囲内で地域ごとに規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合にあっては、寒冷地手当の額は、同項の規定による額を超えない範囲内で、規則で定める額とする。

4 前 3 項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 22 条第 2 項及び第 3 項中「及び」を「、」に改め、「期末手当」の次に「及び寒冷地手当」を加える。

(松阪市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 松阪市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「勤勉手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

(松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年松阪市条例第285号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地域手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

第17条の次に次の1条を加える。

(寒冷地手当)

第17条の2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、管理者が定める寒冷の地域に在勤する職員に対して支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。